台湾：利益配当の実施手続について

アジアニューズレター 2025 年 6 月 26 日号

執筆者:
孫 櫻倩
i.sun@nishimura.com
林 尚儒
s.lin@nishimura.com
于 筑庭
c.yu@nishimura.com

I はじめに

台湾会社法（以下「会社法」といいます。）上、利益配当の手法として、「現金配当」と「株式配当」の二種類の方法が設けられています。現金配当とは、現金によって利益を株主に分配することを指します。株式配当とは、日本にはない制度であり、会社法 240 条 1 項[1]に従い株主に対して新株を発行する方式によって利益を株主に分配することを指します。利益配当の実施にあたり、その手法（現金か株式か）、時期（期中か期末か）及び会社の種類（株式公開発行会社[2]か否か）に応じて、必要となる機関決定等の手続が異なります。

そこで、本稿では、会社が利益配当を行うにあたっての現金配当及び株式配当それぞれの実施手続について整理します。

II 現金配当の実施手続

1. 期中配当の場合

2018 年の会社法改正に伴い、定款に「四半期ごと又は半期ごとに利益配当を行う」旨の規定を設けることを条件として、期中配当が可能となりました。この点、同法 228 条の 1 第 4 項後段によると、上記の旨を定款において定めた上で現金をもって期中配当を実施する場合、機関決定として必要とされるのは董事会[3]による普通決議[4]のみとなります。

他方で、定款に期中配当を実施する旨の規定が設けられているにもかかわらず、期中配当を実施しない場

[1] 会社法 240 条 1 項：会社は、発行済株式総数の 3 分の 2 以上の株式を代表する株主が出席する株主総会において、出席株主の議決権の過半数による決議をもって、株式利息及び利益配当の全部又は一部を、新株発行の方式によりなすことができる。一株の価額を下回る金額については、現金でこれを分配するものとする。

[2] 台湾における株式公開発行会社とは、一般的には、①Taiwan Stock Exchange における上場会社（中文では、「上市公司」）、又は Taipei Exchange における②メインボード上場会社（中文では、「上櫃公司」）若しくは③新興市場登録会社（中文では、「興櫃公司」）を指します。

[3] 日本法上の取締役会に相当します。

[4] 董事の過半数が出席した董事会における、出席董事の過半数の同意による決議を指します。

© Nishimura & Asahi 2025

合、経済部による通達によれば、その都度、董事会において当該四半期又は当該半期に利益配当を行わない旨の決議をしなければならないものとされています[5]。

2. 期末配当の場合

期中配当の場合と異なり、期末利益の分配については、期中配当に関する上記会社法 228 条の 1 第 4 項後段は適用されず、会社法 228 条 1 項及び 184 条 1 項による期末配当の規定に基づき、株主総会の普通決議[6]を経て実施すべきことになります。すなわち、現金配当の方式で期末利益を分配する場合には、株主総会の普通決議が必要となります。

その上で、株式公開発行会社については、会社法 240 条 5 項において別途特則が設けられています。すなわち、株式公開発行会社は、董事会の特別決議[7]をもって現金配当を行うことができる旨の規定を定款に設けることを条件として、株主総会の普通決議を経ることなく、董事会の特別決議により、現金配当の方式で期末利益を分配することができます。ただし、この場合、株主総会に対する事後の報告が会社法 240 条 5 項により求められている点に留意が必要です。

なお、かかる株式公開発行会社の董事会による株主総会に対する事後報告は、実務上、次のように行われることが一般的です。すなわち、会社法上、董事会には、期末に事業報告書及び財務諸表（利益分配表が含まれます。）とともに利益分配に関する議案を作成した上で株主総会の承認を得ることが、もとより義務付けられているのですが（会社法 184 条 1 項、228 条 1 項、230 条 1 項）、株式公開発行会社の董事会としては、上記の現金配当の方式による期末利益の分配を董事会特別決議により決定した場合、当該利益分配を反映した利益分配表を（その他の財務諸表等とともに）株主総会に提出してその承認を得る際に、会社法 240 条 5 項で義務付けられている株主総会に対する事後報告も併せて同時に行えば良いと、実務上考えられています。

III 株式配当の実施手続

1. 期中配当の場合

前記「I」のとおり、台湾では配当の方式として現金配当のほか、会社法 240 条 1 項の規定により、株主総会の特別決議[8]をもって新株発行の方式で利益配当を行うことも認められています。

この点、定款における「四半期ごと又は半期ごとに利益配当を行う」旨の規定に従い株式配当の方式で期中に利益分配を実施する場合には、現金配当の方式で実施する場合とは異なり、上記会社法 240 条 1 項の規定が適用される結果、董事会の普通決議ではなく株主総会の特別決議による機関決定が必要となります（会社法 228 条の 1 第 4 項前段、240 条 1 項）。

他方、期中配当を実施しない場合、董事会において利益配当を行わない旨の決議を行う必要がある点につ

---

[5] 經濟部 2019 年 1 月 22 日付經商字第 10802400630 号通達。

[6] 発行済株式総数の過半数の株式を代表する株主が出席した株主総会における、出席株主の議決権数の過半数の同意による決議を指します。

[7] 董事の 3 分の 2 以上が出席した董事会における、出席董事の過半数の同意による決議を指します。

[8] 発行済株式総数の 3 分の 2 以上の株式を代表する株主が出席した株主総会における、出席株主の議決権数の過半数の同意による決議を指します。

© Nishimura & Asahi 2025

いては、株式配当を想定していた場合であっても、現金配当を想定していた場合と同様となります（前記「II.1」、前掲注 3 参照）。

2. 期末配当の場合

株式配当の方式で期末に利益分配を実施する場合にも、上記会社法 240 条 1 項の規定が適用されるため、株式公開発行会社か否かの別なく、株主総会の特別決議による機関決定が必要とされます。

IV まとめ

台湾では、2018 年の会社法改正により配当の実施時期に関する選択肢が広がった一方、それぞれの配当方式に応じた機関決定等の手続が求められる建付けが採られています。本文で述べたこれらの内容については、下表のとおり整理することができます。

		株式非公開発行会社	株式公開発行会社
現金配当	期中配当	定款に定めることにより、期中配当が可能：董事会の普通決議 （会社法 228 条の 1 第 4 項後段）	定款に定めることにより、期中配当が可能：董事会の普通決議 （会社法 228 条の 1 第 4 項後段）
	期末配当	株主総会の普通決議 （会社法 184 条 1 項）	➢ 株主総会の普通決議 （会社法 184 条 1 項） ➢ 定款に定めることにより、董事会に授権可：董事会の特別決議+株主総会への報告 （会社法 240 条 5 項）
株式配当	期中配当	定款に定めることにより、期中配当が可能：株主総会の特別決議 （会社法 228 条の 1 第 4 項前段、240 条 1 項）	定款に定めることにより、期中配当が可能：株主総会の特別決議 （会社法 228 条の 1 第 4 項前段、240 条 1 項）
	期末配当	株主総会の特別決議 （会社法 240 条 1 項）	株主総会の特別決議 （会社法 240 条 1 項）

当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜にかなったトピックを解説したニューズレターを執筆し、随時発行しております。N&A ニューズレター購読をご希望の方は N&A ニューズレター　配信申込・変更フォームよりお手続きをお願いいたします。
また、バックナンバーはこちらに掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニューズレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切なアドバイスを求めていただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ 広報課 newsletter@nishimura.com

© Nishimura & Asahi 2025